## 令和6年度「課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業」 業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問への回答

番号	質問	回答
1	1つの重点テーマについて、複数の提案内容がある場合、	課題提供者を直接マッチングし、紹介することはできません。
	事前に複数の提案書を作成後、課題提供者 (※) をマッチン	ただし、県担当部署等へのヒアリングは可能です(公募要領3
	グし、紹介いただけるのでしょうか。	頁参照)。県担当部署等へのヒアリングにあたり、事前に提案書
		を作成する必要はありません。
	(※)解決すべき課題を有し、課題解決者による施策を実施されるもの	なお、県担当部署等とのヒアリング後、県担当部署等から課題
	(民間企業、市町村、個人等)	提供者をご紹介することはあり得ます。
2	公募要領	ご認識のとおりです。
	8 企画提案書等の提出	
	(1) 提出書類及び提出部数	
	② 企画提案書(任意様式)について、「A4サイズの縦	
	書き・横書きの指定はない」という認識に間違いないでし	
	ょうか。	
3	公募要領	「課題解決者」「課題提供者」ごとに作成し、提出をお願いいた
	8 企画提案書等の提出	します。ただし、国や地方公共団体の場合は提出の必要はあり
	(1) 提出書類及び提出部数	ません。
	③ 応募資格に反しない旨の宣誓書(様式3)につい	
	て、「課題解決者」「課題提供者」ごとに作成し、提出する	
	必要がありますでしょうか。	